定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年七月二十九日です。

平成二十八年七月四日

鳥取県米子市西福原一丁目一番七一号

株式会社山陰放送

代表取締役　坂口　吉平

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月四日

岡山市北区表町一丁目四番六〇号

株式会社服部時計店

代表取締役　服部　修一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大澤利博が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月四日

横浜市南区新川町五丁目三二番地ライオンズマンション吉野町第六―一〇〇六

レフティーホース・インコーポレイテッド

日本における代表者　大澤　利博

限定承認公告

本籍大阪府大阪市城東区関目二丁目五番、最後の住所奈良県吉野郡十津川村大字谷瀬四四九番地の一　被相続人　亡　岩本　貢

右被相続人は平成二十七年六月一日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二十一日奈良家庭裁判所五條支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月四日

大阪市中央区南船場四丁目三番一一号大阪豊田ビル二階

限定承認者岩本延博

代理人弁護士　髙畑豪太郎

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年六月二日開催の通常総代会において、出資一口の金額を五千円から五百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

平成二十八年七月四日

東京都練馬区中村南二丁目二二番三号

北東京生活クラブ生活協同組合

代表理事　加瀬　和美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少し、八十四億七千二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年八月五日であり、社員総会の決議は平成二十八年七月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月二十一日

掲載頁　五十八頁（号外第九十三号）

平成二十八年七月四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ１６特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億五千三百九十五万円（ただし、Ａ号優先資本金につき金一億八千四百十万円、Ｂ号優先資本金につき金七億六千九百八十五万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十八年六月三日付官報の号外第一二四号第四十三頁に掲載されています。

平成二十八年七月四日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三階アースタックス税理士法人内

Ewart Investment特定目的会社

取締役　滝澤　和政

訂正公告

平成二十八年六月三十日（号外第一四六号）掲載の第四十五期決算公告（枠組）中、住所「神奈川県厚木市飯山字南新開2824番８号」とあるは「神奈川県中郡―宮町―宮1314番地」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年七月四日

神奈川県中郡二宮町二宮一三一四番地

二宮神奈中ハイヤー株式会社

代表取締役社長　露木幸一

訂正公告

平成二十八年六月三十日（号外第一四六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社日商ビルの第十三期決算公告、「**貸借対照表の要旨**（平成27年3月31日現在）」とあるは「**貸借対照表の要旨**（平成27年7月31日現在）」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十八年七月四日

扱　店

訂正公告

平成二十八年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の東電パートナーズ株式会社に係る第十一期決算公告（枠組）中、「利益剰余金　△55,288」とあるは「利益剰余金　55,288」「その他利益剰余金　△55,288」とあるは「その他利益剰余金　55,288」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十八年七月四日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二九	上	終りから一八～一七	Ａ３０３―２Ｃ７掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	Ａ３０３の２Ｃ７集中治療室管理料
八九	〃	二四	注４	注５

（原稿誤り）

同日（同号外）厚生労働省告示第五十三号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二〇六	上	九	注６認知症治療病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料
〃	〃	一二	認知症治療病棟入院料

同日（同号外）厚生労働省告示第五十四号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二一五	上	七	又は
〃	〃	終りから一七	六割以上が歯科訪問診療	六割以上が歯科訪問診療１及び

二一七ページ下段終りから九行目と八行目の間に次のように加える。

ケ　区分番号Ｊ１２０に掲げる鼻腔栄養

二二三ページ上段終りから一五行目から一三行目までを削る。

二二四	下	九	児童・思春期精神科専門管理加算	児童思春期精神科入院医療管理加算

二二五ページ上段一三行目と一四行目の間に次のように加える。

八　リハビリテーションを要する状態の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの（ただし、心大血管疾患リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、障害児（者）リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料の対象患者に該当するものを除く。）

二二五	上	終りから二	患者	患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者
二三六	〃	〃一一	又は別表第十の二に掲げる患者	又は別表第十の若しくは別表第十の二に掲げる患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者

同日（同号外）厚生労働省告示第五十八号（指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四三一	上	終りから七	在宅ケア事業団	在宅ケア事業団（

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月四日付第一四八号一二

月二十二日付参会第二二号

八ページ●同日付政府調達第一二四号二四ページ●四二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）